



滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例 (案)

総合企画部CO₂ネットゼロ推進課



1 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例案

改正のポイント



2 改正内容

第1章 総則

第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第5章 建築物・まちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第9章 森林等による吸収作用の保全等

第10章 気候変動適応

第11章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会

第12章 雑則



3 改正時期

施行時期

① 「CO₂ネットゼロ社会づくり」

温室効果ガス実質ゼロ 2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げるとともに、単なる温室効果ガス排出の削減にとどまらず、CO₂ネットゼロへの挑戦で、真に持続可能な社会をつくる取組

環境・経済・社会のバランス

人材育成



森林環境学習「やまのこ」事業

気候変動適応

② CO₂ネットゼロによる地域・経済の活性化

競争力ある産業 CO₂ネットゼロへの挑戦を通じて県内の資源(人・モノ・金・エネルギー)が県内で活用され、地域の活力を生み出す地域循環社会をつくる取組

グリーンリバー

地域内循環

③ ムーブメントの創出による取組の展開

快適なライフスタイル 「三方よし」の近江商人文化や環境意識の高い県民性を背景に、みんなでより暮らしやすい社会をつくる取組

行動変容

環境と調和する地域づくり



次世代自動車

ソーラーパネル(河西幼稚園)



革新的イノベーション



せっけん運動



菜の花プロジェクト

④ 再生可能エネルギーの導入促進

エネルギー地産地消 温室効果ガスの排出を減らすだけでなく、CO₂フリーなエネルギーをつくり、利用する社会をつくる取組

水素エネルギー

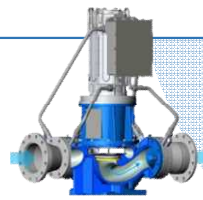
推進計画拡充

⑤ 気候変動への適応

現に生じている気候変動の影響を防止、軽減または活用し、気候変動への対応力を備えた社会をつくる取組

適応策

気候変動適応センター

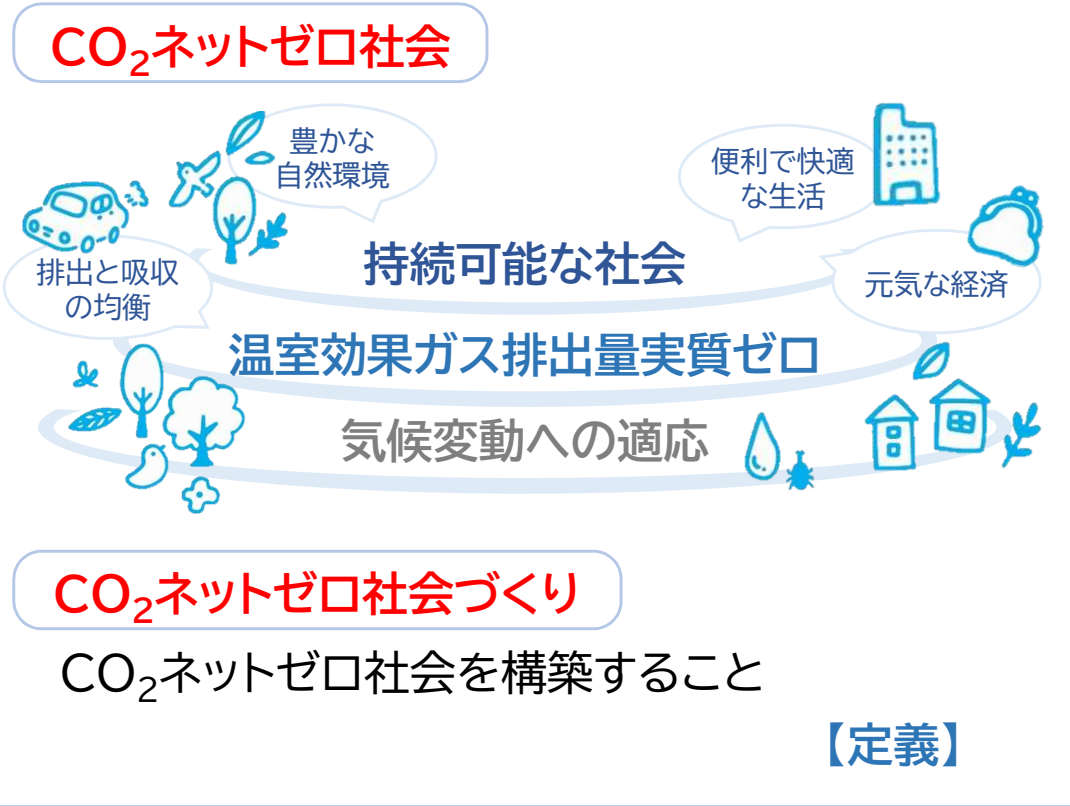


管水路用マイクロ水力発電



第1章 総則	
目的	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進による現在・将来の県民の豊かさの確保と地球温暖化の防止を目的とする。
定義	「CO ₂ ネットゼロ社会」「CO ₂ ネットゼロ社会づくり」など、この条例で使用する基本的な用語について定義する。 ①
基本理念	2050年までのCO ₂ ネットゼロ社会の実現に向け、CO ₂ ネットゼロ社会づくりを推進するに当たって、基本とすべき考え方について定める。 ②
関係者の責務	CO ₂ ネットゼロ社会づくりのために県(全体の旗振り役、市町や関係者の取組の促進)、事業者(事業活動の中での取組)、県民(日々の生活の中での取組)などがそれぞれ果たすべき役割を定める。

① 「CO₂ネットゼロ社会」の定義



② CO₂ネットゼロ社会づくりの基本理念

- 社会全体のあり方の見直し
より快適でエコなライフスタイル、新たな価値を生み出す産業、歩いて暮らせるまちづくりなど、社会全般のあり方の見直しの視点を持って取組を進める。
 - 全員参加の取組
県、事業者、県民など全員が危機感と当事者意識を持って参加することにより取組を進める。
 - 関係者の連携と協働
県、事業者、県民などが互いに連携・協働して、分野横断的・相乗的に取組を進める。
 - 環境・経済・社会のバランスの取れた発展
豊かな自然環境とより便利で快適な暮らし、競争力や雇用につながる経済発展のいずれも大切にして取組を進める。
 - 地域の資源を活用した好循環
滋賀県が有する人・金・モノ・エネルギーなどの資源を活用し、社会的・経済的効果が地域に波及するよう取組を進める。
- 【基本理念】 4

第2章 CO ₂ ネットゼロ社会づくりの基本的施策	
推進計画	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの施策を推進するための計画を策定することとし、計画に盛り込むべき事項などを定め、実施状況の報告・公表についても定める。③
推進体制	県民・事業者などと連携してCO ₂ ネットゼロ社会づくりを進める推進体制について定める。
調査研究・産業振興	CO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する調査研究や関連産業の育成・振興について定める。
情報提供等	県民や事業者などの理解の促進と、当事者意識に基づく取組につなげるための情報提供や意見交換の機会の確保などについて定める。④
環境学習・人材育成	環境学習の推進とCO ₂ ネットゼロ社会づくりに寄与する専門知識・技術を有する人材の育成について定める。
県の率先実施	一事業者としての県がCO ₂ ネットゼロ社会づくりに向けて率先して取り組む事項(省エネ、自動車、再生可能エネルギー、グリーン購入、プラスチックごみをはじめとしたごみの減量など)を定める。
県の事業の企画等	県の事務や事業についてCO ₂ ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう企画・実施を行うことを定める。④

③ 推進体制の拡充

- 気候変動適応策やエネルギー政策も含めて分野横断的に施策を定め、より多角的な目標を設定する
 - 温室効果ガス吸収量の目標
 - 再生可能エネルギーの導入目標など【推進計画】
- 県民や事業者と情報・意見の交換を重ねながらCO₂ネットゼロ社会づくりを進める体制をつくる【推進体制】

④ CO₂ネットゼロ社会の基盤づくり

- 全員参加のムーブメントの創出に向けた啓発・意見交換の視点を盛り込む【情報提供等】
- 環境学習に加え、より高度な専門知識・技術を持った人材の育成も盛り込む【環境学習・人材育成】
- 県の事業全般についてCO₂ネットゼロ社会づくりの視点で企画・実施を行うことを明記する【県の事業の企画等】

第3章 事業活動に係るCO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組	
省エネの取組	事業活動の中での省エネの取組(エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い機器の利用、冷暖房の適正使用)について定める。
グリーン購入	事業活動で利用する品物・サービスのグリーン購入について定める。
廃棄物の抑制等	事業活動の中でのプラスチックごみをはじめとしたごみの減量や資源の有効利用について定める。
製品開発等	CO ₂ ネットゼロ社会づくりにつながる製品やサービスの開発、販売・提供について定める。⑤
情報提供	製品・サービスの利用による温室効果ガス排出量の見える化など、事業者から消費者に向けた情報提供について定める。
カーボンクレジット	県内の温室効果ガス排出量の削減に寄与できるクレジット創出の取組、県内クレジットの活用などについて定める。
事業者行動計画	エネルギーを多く消費する事業者によるCO ₂ ネットゼロ社会づくりの取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。⑥

⑤ 事業活動を通じた貢献

- CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する製品・サービスの開発や提供を促すための規定を新たに置く
【製品開発等】
- 温室効果ガスの排出削減を意識した消費の定着に向けて、排出情報が見える化を進めるための規定を新たに置く**【情報提供】**
- びわ湖カーボンクレジットなどの仕組みを活用して県内の排出削減に貢献する取組などについて定める**【カーボンクレジット】**

⑥ 事業者行動計画制度の充実

□ 主に年間エネルギー消費量(原油換算)1,500kl以上の事業者

- 事業者の取組のレベルアップに向けて、再エネ導入の取組を計画項目に追加する
- 制度の運用面の見直しを併せて行い、優良事業者を見える化し、取組インセンティブにつなげる
 - 格付け評価の実施
 - 公表内容の充実

**【事業者行動計画】**

6

2 改正内容

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第5章 建築物およびまちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第4章 日常生活に係るCO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組	
省エネの取組	日々の生活の中での省エネの取組(エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い家電などの利用、冷暖房の適正使用)について定める。
グリーン購入	日々の生活の中で利用する製品・サービスの温室効果ガス排出量を意識した消費行動(グリーン購入)について定める。 ⑦
廃棄物の抑制等	日々の生活の中でのごみの減量や資源の有効利用について定める。
カーボנקレジット	温室効果ガスの排出量の削減に寄与するクレジット付き製品の購入などの取組について定める ⑦
第5章 建築物およびまちづくりに係るCO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組	
建築物の省エネ化等	建築物の新築や改修などの機会をとらえた省エネ化や再生可能エネルギーの利用などの取組と取組の普及に必要な情報の提供について定める。 ⑧
省エネ住宅等の普及	県産材を利用した住宅や省エネ住宅など、CO ₂ ネットゼロにつながる住まいの普及について定める。
開発事業での検討	開発事業で整備される施設でのCO ₂ ネットゼロ社会づくりにつながる取組の検討について定める。
まちづくりに当たっての配慮	地域の実情に応じた自動車に過度に依存しないまちづくりへの配慮などについて定める。

⑦ よりエコな消費行動へ

- 温室効果ガスの排出削減を意識した製品・サービスの選択など、CO₂ネットゼロに向けた消費行動の見直しの視点を盛り込む【グリーン購入】
- びわ湖カーボנקレジットなどの仕組みの活性化につながる取組について定める【カーボנקレジット】

⑧ 快適で省エネ性能の高い建築物の普及

- 建築物の新築・改修などの機会をとらえた建物・設備の省エネ性能の向上や再エネ導入の取組など、CO₂ネットゼロにつながる建築物の普及の視点を強化する【建築物の省エネ化等】【省エネ住宅等の普及】



7

第6章 自動車等に係るCO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組	
公共交通機関の利用等	自動車から公共交通機関や自転車への移動手段のシフトについて定める。
次世代自動車等の利用	次世代自動車をはじめとする環境にやさしい自動車の利用や開発・販売などについて定める。 ⑨
エコドライブ	適正な整備や運転により自動車の使用による温室効果ガスの排出を減らすエコドライブについて定める。
自動車輸送の合理化	配送の共同化やモーダルシフトなど、自動車を使った輸送の合理化の取組や宅配の再配達防止について定める。 ⑩
アイドリングストップ	自動車運転中のアイドリングストップの実施と駐車場などでのアイドリングストップの周知などについて定める。
自動車管理計画	自動車を多く使用する事業者による温室効果ガスの排出を減らす取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。 ⑨

⑨ 自動車の脱ガソリン化の加速

- 次世代自動車等の普及を加速するため、利用サイドの取組に加えて開発・販売サイドの取組を追加する【次世代自動車等の利用】
- 県内の事業所で100台以上の自動車を使用する事業者
- 事業用車両で率先的に次世代自動車等の導入を進めるため、制度運用において、導入割合の自主的目標の設定と目標に沿った取組を促す【自動車管理計画】



⑩ CO₂ネットゼロにつながる物流の効率化

- 物流部門での自動車利用の効率化のため、新たに配送の共同化などの輸送の合理化の取組や宅配の再配達防止の規定を置く

【自動車輸送の合理化】



8

第7章 再生可能エネルギー等の利用等	
再エネの積極利用	再生可能エネルギー由来の電気への切替えなど、再生可能エネルギーの積極的な利用について定める。 ⑪
再エネの地産地消	地域でつくられた再生可能エネルギー電力の地域内での利用をはじめ、エネルギーの地産地消の取組の推進について定める。
再エネ発電と地域の共生	再エネ発電設備の設置に当たって自然環境の保全や住民の生活環境の確保に配慮すべきことを定める。 ⑫
水素エネルギーの利用	水素エネルギーの利用の促進のための関係者の連携の促進や普及啓発などについて定める。 ⑪
再エネ電気供給拡大計画	電気小売供給に関して再エネ電力の供給拡大に向けた取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。

⑪ CO₂フリーのエネルギーへの転換

- 家庭や企業で使用する電力など、社会全体で再エネの積極的な利用を進めるための規定を新たに置く【再エネの積極利用】
- 経済的利益の還元などにより地域の活性化につながるよう、新たに地域資源を活かした再エネの生産・地域内での利用を促すための規定を置く【再エネの地産地消】
- 次世代のCO₂フリーエネルギーとして期待される水素エネルギーの利用を促すための環境整備に関する規定を新たに置く【水素エネルギーの利用】



□ 県内に電気の小売供給を行う小売電気事業者

- 利用サイドの取組と併せて、再エネ供給の取組を進めるための計画制度を創設する
- 制度を通じて再エネ由来の電気の供給の拡大に向けた小売電気事業者の取組を促す

【再エネ電気供給拡大計画】

⑫ 再生可能エネルギー発電と地域の共生

- 再エネ導入を円滑に進めていくために、再エネ発電設備の設置に当たり、自然環境や周辺住民の生活環境への配慮を求める規定を新たに置く

【再エネ発電と地域の共生】

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

生産活動での配慮

温室効果ガスの排出を減らすための農業などの生産活動上の配慮について定める。

地産地消

輸送距離の短縮につながる地産地消の取組の推進について定める。

第9章 森林等による吸収作用の保全等

森林の保全整備等

森林によるCO₂吸収作用を確保するために、森林由来のカーボンクレジットの普及などを通じた吸収作用への理解促進、森林資源の利用や森林の保全整備の推進などについて定める。

13

第10章 気候変動適応

適応策の推進

気候変動適応の施策の推進の基本的な考え方を定める。

14

適応センターの機能

気候変動適応に関する情報収集・分析、技術的助言など、気候変動適応センターの支援機能について定める。

県民等への啓発

気候変動適応の重要性に対する県民や事業者などの理解の促進などについて定める。

⑬ クレジットの活用による
吸収源としての森林価値の見える化

- 森林整備による県内クレジット等の活用を通じた森林の吸収作用への理解促進や吸収量の確保のために重要な森林の更新の視点を盛り込む【森林の保全整備等】



⑭ 気候変動への適応

- 気候変動の適応の施策の基本的な進め方を提示する【適応策の推進】
- 滋賀県気候変動適応センターを中心に情報収集・分析、情報提供などを行い、県民や事業者の理解を促す【適応センターの機能】【県民等への啓発】



10

第11章 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり審議会	
審議会の設置	CO ₂ ネットゼロ社会づくりについて外部の幅広い視点から調査や審議を行う機関としてCO ₂ ネットゼロ社会づくり審議会を設置する。
審議会の組織	CO ₂ ネットゼロ社会づくり審議会の組織などについて定める。

第12章 雑則	
顕彰	CO ₂ ネットゼロ社会づくりに寄与する優れた取組を行った県民や事業者などの顕彰について定める。
県による指導等	県民や事業者などの取組に対する県による指導助言のほか、本条例上の義務に関する報告徴収・立入調査、勧告、公表について定める。
財政・税制上の措置	施策の推進のための財政・税制上の措置について定める。
委任	条例の施行に必要な事項は、滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則で定める。

⑮ 外部の視点を取り入れた評価・助言

- 有識者や県民の参加を得て、CO₂ネットゼロ社会づくりの施策やその進捗などについて、外部の幅広い視点から点検・評価・助言を得る体制をつくる

【審議会の設置】【審議会の組織】

⑯ その他

- 新たに財政・税制上の措置について定める

【財政・税制上の措置】



3 改正時期

令和4年4月1日施行予定

今後のスケジュール

11～12月	原案 (審議会の答申)
12～1月	パブリック・コメント 最終案
2月	議案上程

以下の会議で審議・報告を行う

- しがCO₂ネットゼロ推進本部会議(庁内)
- 滋賀県環境審議会
- しがCO₂ネットゼロ推進協議会(関係団体等)
- 総務・企画・公室常任委員会

11

【参考】現行条例(滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例)の概要

前文(要約)

・過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらし、地球環境や、琵琶湖をはじめとする滋賀の自然や暮らしにその影響を与えつつある。

・こうした状況に立ち向かうためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならず、県は、2030年における温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減を低炭素社会の実現のための目標として掲げたところ。

・この目標達成への道筋は平坦ではないが、先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出など地域経済の活性化が可能となる。
・私たちは、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、条例を制定する。

第1章 総則

1. 目的

・低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会(=持続可能な社会)の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資すること

2. 用語の定義

・「低炭素社会」を、「化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減された社会」と定義

3. 基本理念

- (1) 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進
- (2) 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進
- (3) 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に推進
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進

4. 県・事業者・県民等の責務

- (1) 県
・低炭素社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施
・施策の策定・実施に当たり、市町その他の地方公共団体、国および民間団体等と連携協力
・県域で民間団体等が行う低炭素社会づくり活動の促進のため、情報提供その他の措置を講ずる
- (2) 事業者
・その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための取組(他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。)など低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に実施
・県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力
- (3) 県民
・その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組など低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に実施
・県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力
- (4) 滞在者および旅行者
・県内における低炭素社会づくりに関する取組に協力

各主体・各分野における施策・取組

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等

1. 推進計画の策定等

- ・県は、県域における施策および県の事務事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定・公表
- ・毎年1回実施状況を公表

2. 低炭素社会づくり指針の策定

- ・県は、各主体が低炭素社会づくりに関する取組を推進するために必要な指針を策定・公表

3. 調査研究の推進および環境産業の育成・振興

4. 低炭素社会づくりに関する理解促進のための情報提供等

5. 環境学習の推進等

6. 県の率先実施

- ・県の事務事業に関し、次の取組等を率先実施
 - ①省エネ推進、②自動車の温室効果ガス排出抑制、③再生可能エネルギーの利用推進、④グリーン購入、⑤廃棄物の発生抑制等

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 事業者が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 事業活動に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的な使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定および従業員の服装等への配慮
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等および廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制

2. 事業者行動計画の策定等

- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量が一定以上の事業者は、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画を策定し、知事に提出
- ・事業者行動計画には、事業者自身の低炭素化のための取組、省エネ製品の製造などの低炭素社会づくりのための取組等を定める
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「事業者行動報告書」を作成・提出
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
- ・中小規模事業者は、事業者行動計画を任意に策定・提出することができる

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 県民等が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 日常生活に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的な使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等

2. 低炭素地域づくり活動計画

- ・自治会や商店街などの民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動についての計画を策定・実施する場合、知事はその計画を低炭素地域づくり活動計画として認定・公表し、必要な情報提供・助言等の支援を行う

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等
2. 低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進
3. 開発事業に係る計画の立案段階での検討
4. 歩いて暮らせるまちづくりへの配慮

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 公共交通機関の利用等への転換
2. 温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等
3. 自動車走行量の抑制等
4. アイドリング・ストップの実施および駐車場設置
管理事業者によるアイドリング・ストップの周知(義務規定)
5. 自動車管理計画の策定等
・使用する自動車の台数が一定台数以上の事業者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための基本的な方針や取組を定めた計画を策定し、知事に提出
・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「自動車管理報告書」を作成・提出
・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
・中小規模事業者は、自動車管理計画を任意に策定・提出することができる

第7章 森林の保全および整備等

- ・県民、森林所有者、事業者等による森林の適切な保全・整備および県内産の木材等の利用推進
- ・県による情報提供および県民、森林所有者、事業者等と連携した森林の保全・整備等
- ・県による公共建築物における県内産の木材の利用推進等

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組

- ・農業・水産業者による温室効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動の実施
- ・県による温室効果ガス排出量が少ない農業・水産業および地球温暖化に適応した農業・水産業の育成・振興
- ・県民・事業者による地産地消
- ・県による地産地消推進のための生産振興・普及啓発等

第9章 雑則

1. 特に優れた取組を行った県民、事業者、団体の顕彰
2. 指導および助言
3. 報告徴収および立入調査、勧告ならびに公表

その他

1. 施行期日
・原則として平成23年4月1日。ただし計画制度など周知期間を要するものについては、平成24年4月1日までの間において規則で定める日から施行。
2. 検討
・知事は、この条例の施行後5年を目途に、施行状況、県民意識、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討・見直しを行う
3. 関係条例の一部改正等
・本条例の制定に伴い影響を受ける「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正等を行うとともに、必要となる経過措置を置く